

特別自治市講演会

日時

平成29年2月28日(火)

開場/14:30 開会/15:00 閉会/17:00

場所

えんてつホール ホール西

プログラム

15:00	開会 浜松市長挨拶 鈴木 康友(浜松市長)
15:05	第1部 基調講演 「地方制度改革と特別自治市について」 大杉 覚(首都大学東京大学院 社会科学研究科教授)
15:55	休憩
16:05	第2部 対談 「特別自治市が拓く地方の自立と浜松の未来」 大杉 覚 教授、鈴木 康友 市長
17:00	閉会

全体進行: 廣木 弓子(フリーアナウンサー)

※時間は進行状況により変動する可能性があります。

○出演者プロフィール



大杉 覚（おおすぎ さとる）

<首都大学東京大学院 社会科学研究科教授>

昭和39年、横浜市生まれ。東京大学大学院総合文化研究科より博士（学術）取得。成城大学法学部専任講師、東京都立大学法学部助教授を経て、平成17年から現職。専門分野は行政学・都市行政論。著書に『地方自治』（平成16年、共著、日本放送協会学園）、『人口減少時代の地域づくり読本』（平成27年、共著、公職研）ほか。総務省人材育成等専門家派遣事業アドバイザー、東京都教育委員会委員、特別区制度懇談会委員、地方自治先進政策センター頭脳センター専門委員、その他国・自治体各種審議会等委員を歴任。



鈴木 康友（すずき やすとも）

<浜松市長>

1957年静岡県浜松市生まれ。1980年慶應義塾大学法学部を卒業後、松下政経塾に入塾（第1期生）し1985年に同塾卒業。ステラプランニング代表取締役を経て、2000年6月に衆議院議員に初当選（2期）。この間、経済産業委員会理事等を歴任。2007年4月浜松市長に就任（現在3期目）し、2008年マニフェスト大賞受賞。現在、三遠南信地域（愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域）連携ビジョン推進会議（SENA）会長。2011年12月から指定都市市長会副会長。

○全体進行



廣木 弓子（ひろき ゆみこ）

<フリーアナウンサー>

1982年山口県岩国市生まれ。2005年にK-MIX 静岡エフエム放送(株)にアナウンサーとして入社。情報番組からカウントダウン番組まで様々なプログラムを担当し、5年間メインパーソナリティを務めたロコミ情報番組（2ストライク1ボール）は、日本民間放送連盟賞ラジオ生ワイド番組部門 優秀賞受賞。結婚・出産を経て、現在はフリーアナウンサーとして活動中。各種司会に加えて、リポーター、ナレーション、ライブやCMソングを歌うなど、活動の幅を広げている。

地方制度改革と 特別自治市について

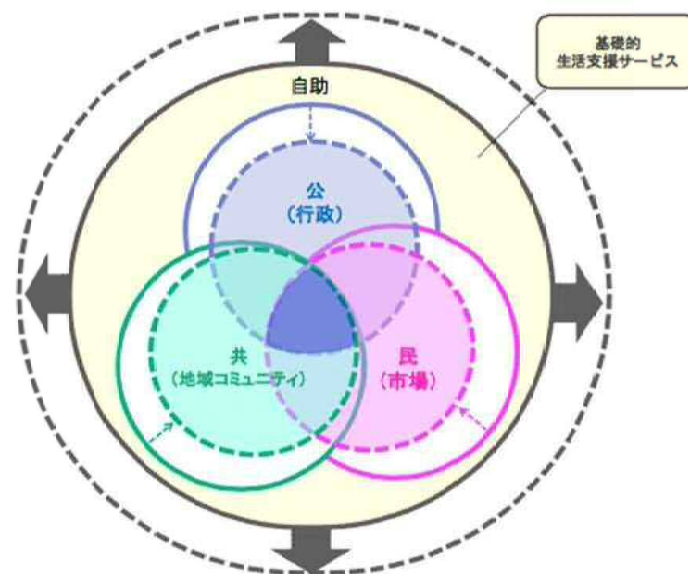
浜松が輝く希望の都市づくりへ

首都大学東京 大学院 社会科学部 教授

大杉 覚 博士(学術)

stohsugi@gmail.com / <http://satoru4789.wordpress.com/>

人口減少社会は「隙間」問題社会



(出典) 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」

人口減少時代の都市づくりの視点

＝鳥の目×虫の目

2

リスケーリングとは

rescaling

=re + **scale** + ing

＝規模や尺度を変えること

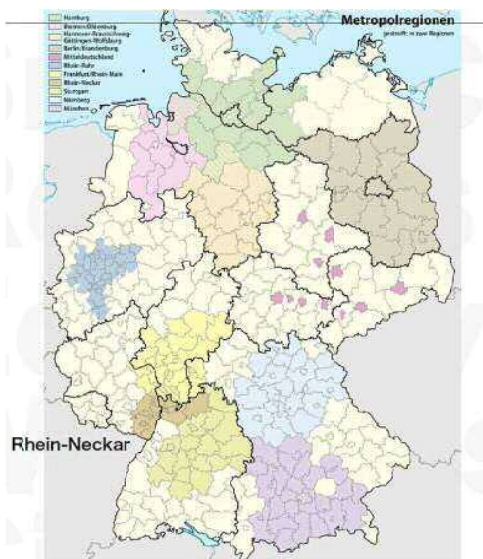
3

リスケーリングとは

- 「合併や広域連携、分割、下位単位の創出などにより、政府体系の階層区分を再編すること」をリスケーリングrescalingという。
- 浜松市に当てはめると、合併市・政令指定都市浜松市が誕生し（合併）、区を設置（下位単位の創出）したのも一種のリスケーリング。

4

リスケーリングの世界的潮流



ドイツの11のシティ・リージョン
(着色されたエリア、黒線は州境)

(出典) http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/kaigi01shiryu06_3.pdf

【例1】シティ・リージョン（左図はドイツの都市地域圏）
～ヨーロッパでは、都市地域圏が、州境、場合によっては国境を越えて形成。

【例2】都市の昇格
中国では、改革開放以降、北京、天津、上海、重慶の4直轄市に加えて、省都や地方経済都市（広東省の深圳、福建省のアモイ、遼寧省の大連、山東省の青島など）を、市から副省級市へ格上げ、大都市権限付与。

【例3】合併による大都市創設
カナダでは、合併により大トロント市の誕生。

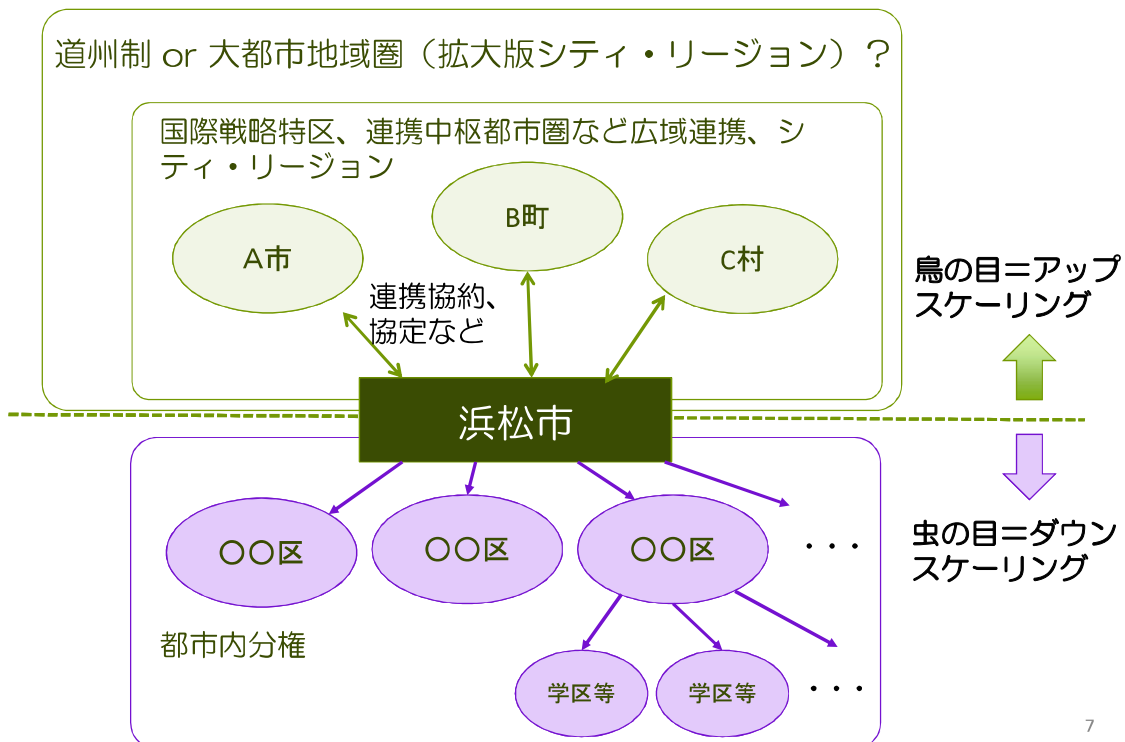
5

リスケーリングと浜松市の都市戦略

- リスケーリングは一般に、
 - ① 国が主導するタイプ（国家主導タイプ）
例：道州制（?）
 - ② 国が枠組みを制度化し、自治体を誘導するタイプ（誘導タイプ） 例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区（国際戦略総合特区）
 - ③ 自治体（ないしは複数の自治体）が主導するタイプ（自主自律タイプ） 例：三遠南信地域連携、遠州広域行政、都市内分権など
- 浜松市は大都市として②と③でイニシアティブをとるべき。

6

大都市経営と2方向のリスケーリング



7

特別自治市を目指すとは、都市自治体としての“体幹”を鍛えあげること

- アップスケーリング（鳥の目）、ダウンスケーリング（虫の目）ともに力強く推進するための手段として、特別自治市を目指すことは意義がある。
- いわゆる3ゲン（ニンゲン・ケンゲン・サイゲン）をしっかりと確保し、効果・効率的な経営体制を構築する。

8

浜松市が目指す特別自治市構想

“しずおか型特別自治市”制度の概要

<p>静岡県、静岡市及び浜松市の主な特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域性と多様性ある「国土縮図型」都市 ・政令指定都市移行を目指した大規模合併実現 ・静岡県＝権限移譲法律数日本一 ・圏域の拠点都市として積極的な広域連携を推進 ・県と両市が強固な連携と改革の意思共有 	<p>「しずおか型」の意義～内政のフロンティア～</p> <ol style="list-style-type: none"> ① “地方自治”のフロンティア →道州制を視野に入れた全国の意欲ある自治体にとっての「モデル」創設 ② “地域連帯”のフロンティア →広域連携の「核」強化で地域の連帯を創出 ③ “地方行革”のフロンティア →二重行政解消で効率的・効果的な地方行政体制を実現
<p>“しずおか型特別自治市”のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務権限 : 警察事務（道路交通行政以外）等の真に広域的な事務を除く地方が担うべき事務を担当。特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう必要に応じて措置。 ② 税財源 : 市内の全ての地方税を特別自治市が賦課徴収。道州制下では事務配分に応じ再配分。警察事務等は事務配分に応じて負担。特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは必要な財政調整。 ③ 自治構造等 : 簡素な行政組織のもと地域の实情に応じ区の設置や都市内分権を実施。住民参加手続や住民代表機能等も実態に即した形で整備。 ④ 広域連携 : 圏域全体の発展に向け、連携の核として近隣市町村や都道府県と一層の広域連携を推進。 	

9

大都市制度の歴史

戦前の六大都市（東京・京都・大阪・名古屋・横浜・神戸）のうち、東京のみ「都」に

⇒東京都制（1943年：東京府・市統合）を経て、地方自治法（1947年）に一般制度（特別区制度）として規定

⇒残りの五大市は、地方自治法に当初規定された特別市への移行が予定されたが実現せず、特例として指定都市に（1956年）

10

指定都市の“急成長”と多様化

① 5大市

～京都・大阪・名古屋・横浜・神戸（1956）

② 高度成長～バブル期

～北九州（1963）、札幌・川崎・福岡（1972）、
広島（1980）、仙台（1989）、千葉（1992）

③ 平成の大合併（合併特例）

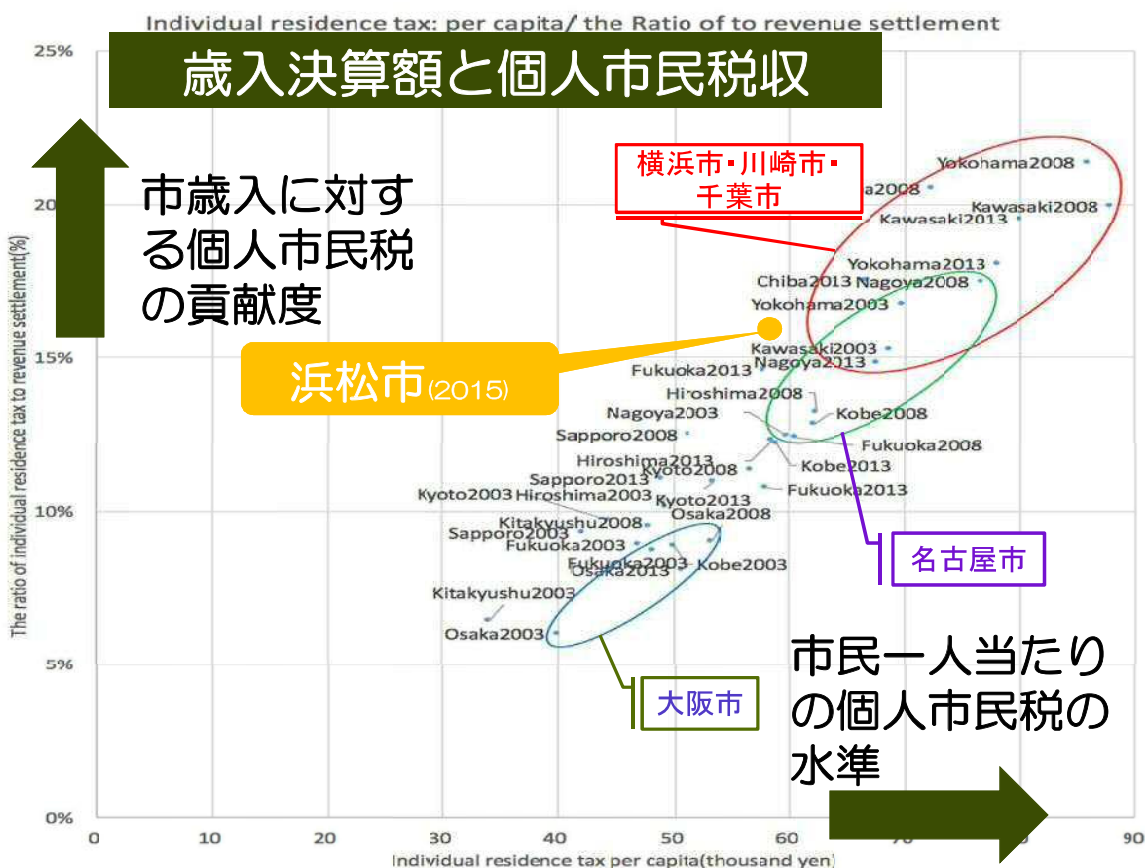
～さいたま（2003）、静岡（2005）、堺（2006）、新潟・浜松（2007）、岡山（2009）、相模原（2010）、熊本（2012）

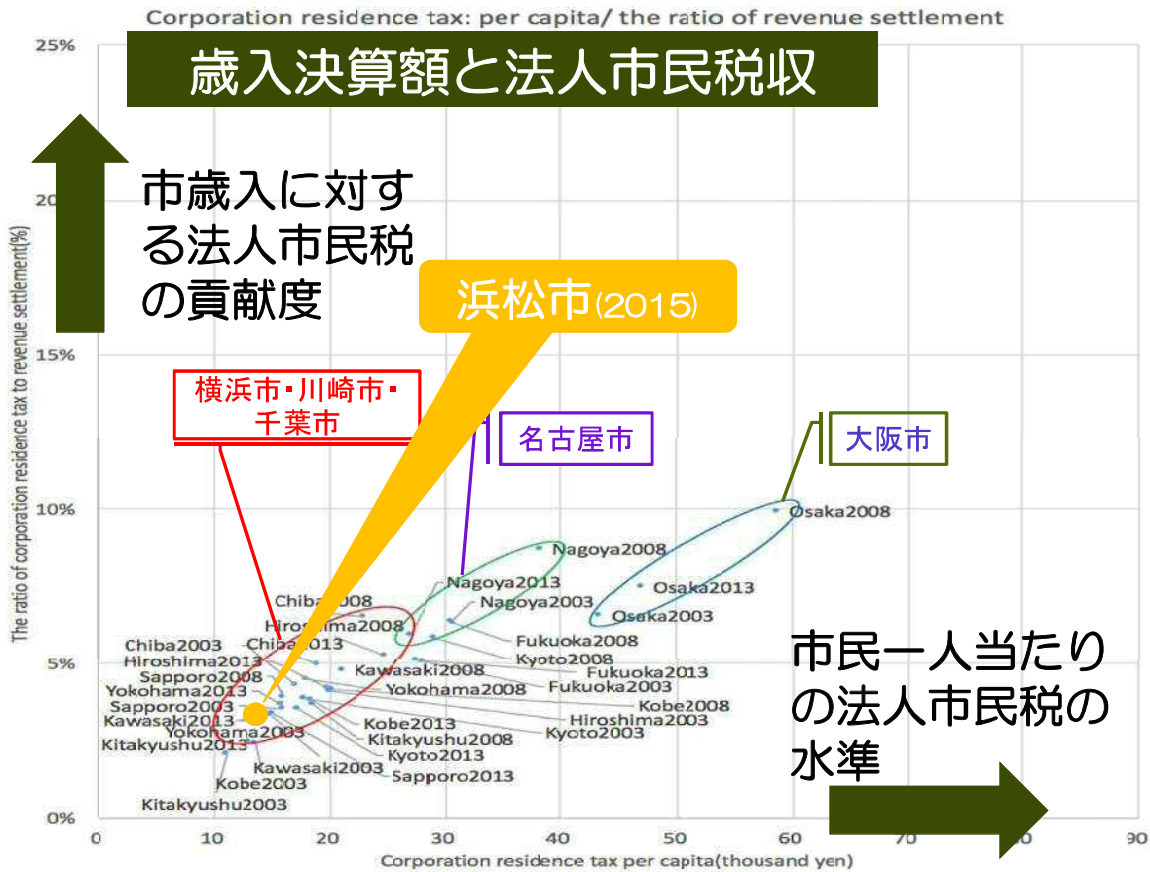
⇒ただし、指定都市制度そのものは制度発足以来ほとんど変わらず

11

なぜ特別自治市か：大都市改革論の現状

主な改革構想	「都」構想	「特別自治市」構想	「指定都市権限拡充」構想
主な特徴	広域自治体と大都市地域の合体	広域自治体から大都市の分離	現行指定都市制度を前提とした権限拡充
既存の類似制度	都区（特別区）制度（東京都）	かつての地方自治法上の特別市制度	（地方自治法改正で一定程度実現）
提唱例	大阪（府・市）	横浜市、浜松市など	その他指定都市など
大都市内分権と区	特別（自治）区の設置（直接公選の長・議会）	公選の区長なし、区議会も想定せず	（地方自治法改正で総合区制度創設）





“体幹”を鍛錬し適切に活用する

- [鳥の目] 多心型国土構造を担う地方拠点都市として広域連携の推進。
- [虫の目] 人口減少社会がもたらす「隙間」問題に対応し、地域力の維持・向上をサポートするための都市内分権の構築。
- レベルアップした2つの目で隙間問題に対処すべき。